

狭山ヶ丘高等学校 教育実習 申し合わせ事項

本校で教育実習を希望する者は以下の点に留意すること。

- ・実習を希望する科目によっては、受け入れることができない場合がある。
- ・必ずしも全員が実習生として受け入れを許諾されるわけではない。受け入れが決まった場合、その自覚を持って実習に臨むこと。
- ・教育に対して意欲と情熱を持ち、当該年度の教員採用試験を受験する意志があること。
- ・教育実習中は実習のみに専念すること。就職活動等による欠席・遅刻・早退は認められない。
- ・本校での教育実習期間は、概ね5月下旬から6月上旬に行う。期間は2～3週間とする。
- ・単位未取得により、留年や教員免許取得に必要な単位数を満たさない事態にならないようにすること。
- ・実習生として受け入れが決まった学生は、実習時に「教育実習費」を負担すること。